



2016年4月27日

各位

会社名 マックスバリュ九州株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 佐々木 勉  
 (JASDAQ・コード 3171)  
 問合せ先 役職氏名 経営管理統括部長 篠崎 岳  
 電話092-433-1228

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2016年5月20日開催予定の第14期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

2015年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が施行され、責任限定契約を締結できる役員~~の範囲~~が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第25条(社外取締役の責任限定契約)及び第34条(社外監査役の責任限定契約)に所要の変更を行うものです。なお、現行定款第25条(社外取締役の責任限定契約)の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分です。)

現行定款	変更案
<p>第25条(社外取締役の責任限定契約)            当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、同法第423条第1項に規定する<u>社外取締役の損害賠償責任を限定する契約</u>を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第34条(社外監査役<del>の責任限定契約</del>)            当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、同法第423条第1項に規定する<u>社外監査役の損害賠償責任を限定する契約</u>を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第25条(取締役の責任限定契約)            当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に</u>、同法第423条第1項に規定する<u>取締役の損害賠償責任を限定する契約</u>を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第34条(監査役<del>の責任限定契約</del>)            当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に</u>、同法第423条第1項に規定する<u>監査役の損害賠償責任を限定する契約</u>を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

#### 3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 2016年5月20日(金)  
 定款変更の効力発生日 2016年5月20日(金)

以上